

日本における法学研究者養成をめぐる現状と課題

指 宿 信

「法学分野でも研究が低迷していることは、様々な間接証拠から否定しがたい事実であると思われる。特に次世代研究者の育成がうまくいっていないことは明らかであり、今後10年程度はまだ現在若手ないし中堅世代の研究者でポストを埋めていくことはできるかもしれないが、その先はこれまでの法学部そのものの教育と研究の質を維持していけるかどうか疑わしいと私は考えている」

山下友信¹⁾

はじめに

2018年9月7日の早朝、九州北部の大都市である福岡市に位置する九州大学の構内で火災が発生した。火災が発生した建物は大学院生が使う研究棟であった。火災現場から発見された焼死体は、46歳の元九州大学大学院法学研究科に所属していた男性だった。彼は憲法を専攻しており、9年前に博士課程を退学していたが、自身の利用していた研究室に放火し自殺したとみられていると報じられた²⁾。その後、NHKによって「ある研究者の死を追っ

1) 「法学部」はどこへ向かうか?」論究ジュリスト No.31 (2019) 巻頭言より。

2) 西日本新聞「九大箱崎キャンパス火災 元院生の男性 放火し自殺か 身元判明、

て」というドキュメンタリーが制作され、この男性が自殺へと追い詰められるまでの厳しい生活苦が明らかにされた³⁾。博士論文を書き上げられないまま在籍期限を超えて 37 歳で大学院を退学した彼は、非常勤講師の職を転々としながら細々と研究を続けようとしていたとも報じられている。彼の境遇とその悲劇的な結末は、大学院を修了した若手研究者の就職難を象徴する事件として社会の注目を集め、同時に、分野・領域を超えて多くの大学関係者に衝撃を与えた。

この男性が大学院に在籍しそして博士後期課程を退学して亡くなるまでの期間は、ちょうど日本で法科大学院制度が始まり研究者養成の仕組みが大きく変化した時期に重なる。そうした意味でも、法科大学院制度の導入と法学分野における研究者養成の問題を考える点で象徴的な意味合いを持つ悲劇的な事件とも言えるだろう。

以下では、幾つかの統計や資料、諸大学のデータ等を交えながら、法科大学院制度の導入が与えたわが国の研究者養成システムに対するインパクトを検討し、現在取り組まれている研究者養成推進の対策等を踏まえて今後の見通しを示してみたい。

第 1 章 法科大学院制度と研究者養成の変化

2004 年に始まった日本の法科大学院の設置形態別は二つに大別される。第一は、「独立型・分離型」であり、法科大学院を独立の研究科として学内に設置される。多くの地方国立大学や私立大学がこの方式を採用した。第二は、「非独立型」と呼ばれる形式である。この場合、法科大学院は法学関連の大学院における専攻の一つとして設置される。有力な国立大学や私立大学・公立大学はこの方式を採用した。

いずれのタイプの法科大学院であっても、その入学には学部卒業が要件と

福岡東署」(2018 年 9 月 16 日記事) <https://www.nishinippon.co.jp/item/n/450029/>

3) NHK「事件の涙シリーズ」[そして、研究棟の一室で～九州大学 ある“研究者”の死～](2019 年 12 月 28 日放映)。参考「九州大学 ある“研究者”の死を追って」<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20190118/k10011781811000.html>

されている。そのため、法科大学院制度スタート後の研究者養成ルートは、大学院修士課程・博士課程の一貫コースに進学するか、修士課程には進学せず法科大学院修了後に博士課程に進学するかの二つが生じた。研究者養成を担う有力大学が博士課程進学に法科大学院修了を要件としたこともあり、後者の法科大学院進学が人気となった。

そこで、博士課程進学者が法科大学院出身の場合には、次のような問題が新たに発生した。第一は、比較法研究という方法論を十分に習得する機会を持たないまま博士課程に進学するケースが増えたことである（質的变化）。第二は、法科大学院制度の開始後、法学分野で研究職を目指す者が激減する事態が生まれたことである（量的変化）。この二つの変化が現在日本において法学研究者養成に関して直面する課題である。以下、出来るだけ実証的に説明していく。

第2章 日本における法学研究者養成と法学研究の現状

1. 大学院博士課程進学者の実情

文部科学省作成の学校基本統計によると、学部から修士課程への進学率は、全領域で2004年に11.8%、2016年に11%と大きな変化は見られない。法学系の数値は明らかではないが、社会科学系では3.1%から2.5%と緩やかな減少を見せている。一方、修士課程から博士課程への進学率は2000年以降急速に低下している。全領域でも16%から10%に落ち込んでいるが、その中でも社会科学分野は24.7%から9.6%と減少が著しい。2016年、修士課程在籍者数は159,114人、博士課程在籍者数は73,851人で、社会科学分野は修士15,930人に対して、博士6,120人に過ぎない⁴⁾。

全分野に及ぶ大学院博士課程の不人気傾向に加えて、法学分野における博士課程進学者の減少傾向は深刻である。法科大学院へ進学する学生が増えた結果、既存の法学研究科で研究者を目指す学生が激減することになった。日本学術会議の資料によれば、法科大学院が始まった2004年には法学系の修

4) http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2017/07/24/1386653_05.pdf 参照。

士課程在籍者数は 3,720 人であったが 2010 年には 2,253 人と 4 割近く減少しており、博士課程在籍者は 1,341 人から 1,106 人と 2 割近い減少を示している。

例えば、京都大学大学院の場合、2011 年の大学院修士課程（法政理論専攻・国際公共政策専攻）の在学者数を見ると、日本人はわずか 7 名に過ぎず、留学生が 21 名と 3 倍に及んでいて既存の法学研究科の不人気ぶりが報告されている。北海道大学大学院の場合、2010 年の入学者のうち修士課程は 9 名で留学生が 6 名、博士課程は 8 名で 5 名が留学生となっている。在籍者全体でも留学生比率は 66.1%と、3 分の 2 が留学生で、その 9 割は中国人とされている。こうした傾向は他の研究者養成大学でも同様と推察される。

2. 日本の法学研究の現状

こうした大学院の実情に対して、現役の法学研究者による研究実態はどうか。法学研究の水準を図ることは非常に困難な作業である。質的な評価は主観的であるため、ここでは量的な評価だけ行っておく。そこで、法律論文書誌データベースを用いて、この 10 年間の論文公刊点数の変化を見てみたい。

2009 年当時、刑事法学領域（刑法・刑事政策・刑事訴訟法）では 1 年間に 1172 点の論文記事が刊行されていた。ところが 10 年後の 2018 年はこれが 950 点と 2 割近く落ち込んでいる。行政法分野の場合、2009 年には 609 点の論文記事が刊行されていたが、2018 年には 477 点とやはり 2 割強も減少している。こうした傾向は、商法のような、産業界からの需要も多い分野でも確認することができる。2009 年には 963 点であったのに対して 2018 年には 635 点と 3 分の 2 まで落ち込んでいるのである。

論文データベースに収録されている論文記事は、法科大学院・法学部の教員だけではなく、法学以外の分野や学部の教員や大学院生、実務家によっても多数執筆されているので、法学系学術教育機関における研究実態を正確に反映しているとは言い難い。また、法学系大学教員による論文刊行点数に影響を与えるのは大学教員をめぐる様々な環境の変化や年齢構成等にも左右されると考えられ、正確なエビデンスかどうかについて疑問もあるだろう。

しかしながら、日本の法律論文の主要な供給源が法科大学院や法学部の教

員であることは紛れもない事実であり、上の数字から見る限り、現在、我が国の法学研究が活性化しているとは言い難い⁵⁾。

後述するように、法科大学院の創設に伴って学部の教員ポストと合わせると法学系の大学教員の人数は相当増加した。それにも関わらず、これだけ論文点数が減少しているのは、法科大学院教育の影響が間接的に現れていると言えるのではないだろうか。

3. 法学系研究者養成に対する危機感

中央教育審議会は2008年に、法科大学院において将来、専任の教員確保が困難になると考えられる法分野に関する調査をおこなっている⁶⁾。アンケートに応じた法科大学院57校からは以下の分野が困難となるとの回答があった。すなわち、憲法8校(10.8%)、行政法29校(39.2%)、民法29校(39.2%)、商法16校(21.6%)、民事訴訟法35校(47.3%)、刑法12校(16.2%)、刑事訴訟法31校(41.9%)である。訴訟法の教員確保に不安を抱えている法科大学院が多いことが分かる。審議会の報告書では、「多くの法科大学院において、法律基本科目(特に民事訴訟法、刑事訴訟法、民法、行政法など)や展開・先端科目(特に司法試験の選択科目である知的財産法、環境法、経済法など)の専任教員の確保が困難となりつつある」とまとめている⁷⁾。

また審議会では、法科大学院と法学研究科の教育が分断された結果、研究者養成が困難になっている現状を踏まえ、「法科大学院の教員が博士後期課

5) 例えば、京都大学で教鞭を取っていた松岡久和は民法分野について若手研究者の供給が減少しているとして、次のように指摘している。「法科大学院以降、明らかに全国的に研究者の供給が減りました。例えば本誌(法律時報誌のこと 筆者注)連載の「民法学のあゆみ」で取り上げるべき若手の著書や論文を選ぶのにも苦勞するようになってきました。私法学会の個別報告がとてもなくなくなりました」。「〈座談会〉平成の法学教育」法律時報91巻9号(2019)76頁、特に92頁参照。

6) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(2009年4月17日)21頁参照。http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2009/04/20/1261059_1_1.pdf

7) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について 基礎資料1」25頁参照。

程における研究指導に関わることが難しくなれば、教員養成体制の確保に支障が生じることになる」として制度的な配慮の必要性を説いている⁸⁾。

第3章 日本における法学研究者養成の阻害要因

1. 法科大学院制度の導入

このように、日本の法学研究者養成は法科大学院制度の導入により大きな影響を受けていることは間違いないだろう。吉村良一（立命館大学教授、当時）は2010年の論稿で、法科大学院の開始により、①大学院博士課程前期が縮小され、②法科大学院教育のため研究者養成に当たる教員のマンパワーが不足し、③法科大学院生の関心が受験に絞られて研究に関心をもちにくく、④教育研究職への就職の可能性が高くないことから、志望者が減少した、とまとめている⁹⁾。

だが同時に吉村は、法科大学院制度以前から日本の法学研究が衰退してきたのではないかと論じている。同様の指摘は20世紀に入って少なくない研究者によって行われていて、例えば山本敬三（京都大学教授）は、法学教員には時間のかかる「探求型」の研究に注力する余裕がなくなり「調査・報告型」研究にシフトしてしまった結果、法学研究が魅力を失った、と2007年の時点で警鐘を鳴らしていた¹⁰⁾。

米倉明（元東京大学教授・早稲田大学教授）も、大学教員の多忙化が原因となって、学部生や大学院生には「研究活動の生きたお手本がない」状態となっていること、法学教員の執筆する論文が「判例・学説の到達点を紹介し、あわせて、そこに存する問題点を指摘するに終わってしまい・・・深く掘り下げた考察をするということなく稿を閉じている『論文』が昨今多く見られる」こと等を指摘し、法学論文の質的低下が法学研究の魅力を失わせ、その結果、後継者となる研究者志望者の減少を招いているのではないかと批判し

8) 前掲注6、報告書24頁。

9) 吉村良一「コロキウム＝ロースクール設置後の研究者養成の現状と課題 趣旨説明および課題提示」法の科学41号84頁(2010)。

10) 山本敬三「法学教育の変化と法学研究の再定位」ロースクール研究5号30頁(2007)。

た¹¹⁾。

2. 法科大学院優先政策

2011年に法科大学院修了要件のなかった旧司法試験制度が廃止されたことに伴って「予備試験」という法科大学院を修了しなくても司法試験を受験することが可能なバイパス・ルートが創設された。2年ないし3年の大学院修学期間が不要となるため、このルートで受験すれば学部在学中でも法科大学院在学中でも司法試験を受験することが可能となった。この予備試験制度は結果的に若い優秀層の学生を法律実務家に誘引する仕組みとなった。更に政府は2019年、司法試験の受験資格を緩和して法科大学院在学のまま司法試験受験を認める方針を発表した。また、法学部に法科大学院と接続する「法曹コース」の設置が認められることになり、最短5年で法科大学院を修了できるようになった。

いずれも法科大学院受験生が激減している現状に対する対応策であるが、法学部生を法律実務家に誘引しようという国家的なテコ入れと言えるだろう。反対に、法学部生や法科大学院生を研究職へと誘引するような、研究者養成に向けた優遇措置は、国全体としては導入されていない。

見逃せない動きとしては、法科大学院修了者が研究者を目指して直ちに大学院博士課程に進学した場合に、その後に実施される司法試験を受験し合格すると、最高裁判所が当該大学院生に対して、司法研修所に入所するに当たり、大学院を休学ではなく一旦退学するよう指導した事実である¹²⁾。せっかく司法試験合格者が将来の研究職への道を歩もうとしているにも関わらずこれを断念させるような施策を取ることは、優秀な法科大学院修了者を益々研究職から遠ざけてしまう。野田進（九州大学教授・当時）も「法科大学院を通じた研究者養成という課題に水を差す、不合理の押し付けというしかない」と批判した¹³⁾。

11) 米倉明「法科大学院雑記帳（その33）」戸籍時報 620号 56頁（2007）。

12) 野田進「危機に瀕する研究者養成」労働法律旬報 1672号 4頁（2008）。

13) 野田・前掲注12）5頁。

3. 教育研究職志望者への経済的支援の貧困

法学分野に限らず、日本では、今世紀に入って、大学院進学を考える学部生に大きな困難が生み出されることとなった。それが奨学金免除職制度の廃止である。大学院進学を検討する場合、多くの学生は進学に当たって奨学金取得を検討するのが通常である。免除職制度とは、大学院修了者が在学中に貸与された奨学金について一定年限（通常は 15 年間）教職もしくは研究職に従事した場合は、その返還を免除されるという制度である。国は 2004 年にこの制度を廃止してしまったのである。これは法学分野に限らない問題であるが、大学院進学への動機付けを失わせることとなった。

全分野における奨学金の受給率は修士課程では 60% 近く、博士課程では 80% 近くと言われており、本制度の廃止の影響は相当大きい。先に紹介した博士課程進学率の低下現象はこの廃止が原因ではないかと考えられる。

この免除職制度の廃止は法学分野に限った問題ではない。しかしながら、法学分野の場合、法科大学院制度発足と予備試験制度の創設と時期が重なり、研究職ではなく法律実務家への進路に強い動機付けが生まれることとなった。

免除職制度に代わる制度として、日本学術振興会の博士後期大学院生ならびに修了者に対する「特別研究員制度」がある。しかしながら、その採用率は 10-20% に止まっており、経済要件をクリアすれば貸与される奨学金とは違って多くの研究職志望者に給付することができないのが現状である。また、特別研究員は修士課程で優れた者を採用する事前審査制度となっているため、受給者が必ず教育職や研究職に就くとは限らないという問題を抱えている。すなわち、奨学金免除職制度は、後の進路によって教員となった者に一種の“恩恵”として国家が報いる制度であり、制度設計の思想が異なっていて、教育研究職を生み出す原動力として十分とは言い難い。

実際、法科大学院在籍中に奨学金月額 80,000 円の貸与を受け 3 年間在籍した場合には、院生は修了時には総額で 300 万円近い借金を負うことになる。この貸与分について以前存在した免除職制度がない以上、短期間に容易

に返還する目的で給与条件の良い大手法律事務所に就職したいという動機が生まれても不思議ではないだろう。法科大学院修了後に直ちに大学で助教に採用されたとしても年収は300万円程度である。一方で、大手4大事務所に採用された場合、新規採用者でも1000万円近い収入があるとされている。そうすると、これまで研究者を輩出してきた有力大学出身の優秀者であればあるほど、給与の高い弁護士に進路を定めることが合理的な選択となるのは自然であろう。

4. 教員ポスト市場の変動

よく知られているように、文部科学省の大学院重点化政策により、日本の大学院生の総数は政策的に激増した。1990年代初頭、日本の大学院在籍者数は10万人を割っていたが、1998年には17万人を超え、2016年の統計では25万人もの大学院生が在籍している。

これに対して、教員ポストの市場が拡大したとは言いがたく、全分野にわたって大学院修了者が採用数を大幅に上回っている。例えば、2016年の大学院修了者数は1万5733人に対して、採用者は1万2101人であった。

もっとも、法学分野の教員市場については他の分野とやや事情が異なっていた。2000年代初頭は法科大学院の創設のため各大学間で法科大学院教員の適齢年齢の教員の異動が激しく、そのあおりで学部のスタッフの募集が相次ぎ、若手研究者の就職事情は比較的恵まれることとなった。文部科学省の資料によれば、2008年には法科大学院専任教員数は1,721名いた¹⁴⁾。学部ポストを削減して法科大学院に振り分けた学校もあったため、この人数は法学部との兼任も含んでいるので純粋な増員とは言えない。しかし法科大学院70校の誕生に伴い相当数の教員雇用が生まれたことは間違いない。加えて2013年には法学部スタッフと法科大学院スタッフの兼職が禁じられたため、法学部の教員ポストに空きが生じ、一時的ではあるが法学部の教員市場が活

14) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について 基礎資料1」(2019年4月17日)25頁参照。http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afeldfile/2009/04/20/1261059_3_1.pdf

性化することとなった¹⁵⁾。

ところがその後、法学分野には反動期が訪れる。つまり、司法試験合格者の低迷を原因とする法科大学院の閉校である。2004 年の法科大学院創設時には 70 校を数えたが、15 年後の 2019 年春には法科大学院は半分の 35 校にまで減少している。そのため、法科大学院教員ポストが無くなっただけでなく法学部教員市場の競争が激化するという揺れ戻しが生じた。教育経験や研究業績が求められる法科大学院の教員ポストに若手研究者がいきなり就職することは考えにくく、また、閉校した法科大学院の教員を法学部が引き受ける事態が生じたため、こんにち、法学部教員を目指す若手にとってポスト競争は以前のレベルかそれ以上に厳しくなっている。

第 4 章 解決への道筋

吉村良一は、日本の法律系研究者養成に関わる改革の方向性について 4 点を挙げている¹⁶⁾。第一に、博士課程を研究者養成大学院として確固としたシステムに再構築すること、第二に、従来行われてきた教員と大学院生との徒弟的な関係性に依存した研究者養成システムから、組織的な養成へと転換を図り、研究者養成のカリキュラムやプログラムを構築すること、第三に、博士号取得を博士課程教育の具体的な目標と位置付けること、第四に、研究者志望の大学院生への経済的な支援を抜本的に拡充すること、である。

今日各大学で取り組まれている改革を見ると、概ねこの吉村の提案に沿った内容になっていると言える。

例えば、京都大学大学院法学研究科では、法科大学院修了後に博士後期課程に進学した者を対象に、奨学金と研究活動経費を支給する「特定研究学生」を採用している。1 年次には外国法概論を履修させて外国語の専門文献の読解力を身につけさせ、従来型の大学院修士課程で行われていた比較法的研究の習得を行わせている¹⁷⁾。

15) 同基礎資料によれば、兼任教員は 312 人とされる。

16) 吉村良一「研究者養成システムの危機と再生の方向」法の科学 43 号 107 頁 (2012)。

17) <http://project.law.kyoto-u.ac.jp/yosei/student.html> 参照。前述の松岡によれば、近年、京

一橋大学大学院法学研究科でも、2016年から「次世代の法学研究者・法学教員養成プロジェクト」を開始し、法科大学院修了者で博士課程に進学する者を対象に、優れた学生を Research Assistant として選抜雇用し給与を支給すると共に、複数教員による多面的な研究指導を行って外国語習得の特別授業を実施する他、海外の協定校に1セメスターの期間派遣して外国法研究を深めさせたり、海外学会での報告のための渡航支援を実施したりしている¹⁸⁾。

このような新しい取り組みの成果が出るのはもう暫く先になると思われるが、法科大学院の創設と研究者志望者の激減を受けて、個別の大学により教育研究職へ学生を誘引する試みが続けられている。他方、上述の学術振興会特別研究員の採用数の拡大は見られず¹⁹⁾、量的変化への対策は十分とは言い難いのが現状である。

おわりに—研究者教員養成の今後と法学部未来像—

法学系研究者養成の道筋として、法科大学院そのものを法科大学院の教員供給源とする案（法科大学院中心型）がこれまで強力に主張されてきた。その理由としては、法科大学院がモデルとした米国ロースクールの教員スタッフがロースクール出身の法務博士中心で構成されているので、日本もそうすべきだ、というものである。

しかしながら、比較法研究を全く行わず、法学部も持たない米国を念頭に置いて日本の法学研究者養成を想定することは適当ではない。なぜなら、この考え方には法学系学部 of 教員養成についての視点が含まれておらず、法学分野における教育研究の全体的な後継者養成の提案になっていないからである。法学部や法学系コースを持つ学部は現在でも国公立で42校、私立で85

都大学では、博士後期課程進学者の減少対策として法科大学院経由から、修士課程出身者の受け入れへと方針変換を余儀なくされたという。前掲松岡注5) 参照。

18) <http://www.law.hit-u.ac.jp/graduate/gflj/about.html> 参照。

19) 例えば、博士課程1年次(DC1)採用の内、社会科学分野は2015年85名(法学は8名)から2019年71名(法学は6名)と、むしろ減少傾向にある。https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_saiyoichiran.html 参照。

校存在し、合計で 127 校に上っている。それらの学部において法学教育に当たる教員数は数千名存在するとみられる。そうしたスタッフ教員をどのように供給するかについての展望は、この提案には含まれていない。加えて、司法試験の受験科目となっていない、あるいは受験科目となっても人気のない法分野についての研究者養成についての視点も抜け落ちている。

そうすると今後、日本の法学系研究者養成は二極化することになると予想される。一つは上述の法科大学院を基点とした研究者養成で、このコースでは少数の、しかし各分野を主導するような有力な研究者が育成されるだろう。このルートの若手研究者は、法科大学院修了後に直に助教に採用されるか、あるいは博士課程を経て教職ポストに就くことになる。もう一つは、法科大学院経由ではなく、修士課程・博士課程を経て法科大学院以外の法学系教員に就くというコースである（従来型・法学研究科中心型）。数的に見れば、法学系学部スタッフのポストは後者のタイプで占められるだろう。

松宮孝明（立命館大学教授）は、第一のタイプに対して二つの危険性を指摘している。すなわち松宮は、司法試験合格の能力と研究者として新たな知見を発見する能力は明らかに異なるとして、この方式を取った場合には、①司法試験には向いているが研究者に向いていない人物を適性のない道に誘い込むリスク、②司法試験には向いていないが研究者には向いている人物を適性のある道から排除するリスクが生まれるという²⁰⁾。本稿で指摘した、比較法研究経験の不足や実務に対する批判的視点の欠如といった教育プログラムの変化に伴う研究者養成上の問題に加えて、こうしたキャリアパス上のリスクは、今後のわが国の法学研究者の大幅な質的変化を招くことになると危惧される。

このように、わが国では、「はじめに」で指摘した法学系研究者養成に関する質的変化の問題にも量的変化の問題にも国として十分な対応が出来てい

20) 松宮孝明「ロー・スクール時代における刑事法教育と研究者養成」犯罪と刑罰第 24 号 69 頁 (2015) 特に 78 頁以下参照。

るとは言い難い。冒頭に紹介された九州大学元博士課程の院生をめぐる悲劇的な事態から若い研究者を救い出す手立てを、この国は十分に検討できていないのである。各大学の自助努力と本人の努力や運に委ねられるだけでは、日本の法学研究の未来は決して明るいものではない。

こうした暗い予測を打開するためには、①大学院奨学金への教育免除職制度の復活、②法科大学院教育における理論教育の重視、といった国家レベルの政策変更と、法科大学院教育の質的变化という大きな課題を乗り越える必要がある。しかし、①については、法学系に限らず、わが国における研究教育者養成の見直しというスケールの大きな課題となってくるだろうし、②については、法科大学院教育の前提となる司法試験問題の内容が判例重視から理論的検討重視への移行が前提となるであろうから、やはり短期的には変化や解決を見いだしがたいことを否定できない。法学研究者養成のこれからに明るい展望を見出すことは困難と言わざるを得ない。

こうした困難を除去できないとすると、冒頭引用した山下の予測にも繋がることとなる。すなわち、法学部自体が徐々に法学専門教育から教養学部的な学部に変容していくという予測である。既に法科大学院の存続を断念した地方国立大学では法学専門の学部学科を維持することができず、融合学部や融合学科という形で法学系教員を抱えている例が見られる²¹⁾。こうした融合化現象が、全国の法学部に起こりうる可能性は小さくない。法科大学院制度が何らかの形で今後存続するとしても、長期的に考えると未来の法学部の教員スタッフは徐々に変質を余儀なくされ、教育・研究内容も異なったものになっていかざるを得なくなるであろう²²⁾。

(了)

-
- 21) 例えば、法科大学院撤退後、鹿児島大学の場合は法文学部法経社会学科に法学コースを置き、鳥根大学の場合は法文学部法経学科へと改編した。いずれも法科大学院以前よりも法学の学習者は規模的に縮小しており、経済学などの融合学科となっている。
- 22) 現在、法科大学院を持たない大学学部で「法曹コース」を設置して法科大学院への進学ルートを確保しようとする動きがあるが、法科大学院受験者の増加に多少の効果は見られるとしても、ここで述べた変化を食い止めることは難しいように思われる。

【付記】

本稿は、2019年10月24日に韓国・全北大学ロースクールにおいて開催された国際ワークショップ「韓国・米国・中国・日本における法学系研究者養成」における拙報告を論文調に改め、補筆、注を付したものである。招聘頂いた全北大学の金台明教授並びに当日通訳の労を取っていただいた金赫准教授（釜慶大学）に御礼申し上げる次第である。また、お名前を出すことは出来ないが、本稿執筆に当たってご協力頂いた元・現法科大学院生や元・現法学研究科院生の方々に心から感謝したい。